

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年1月17日開催 信託協会]

1. 令和6年能登半島地震への対応について

- 冒頭、1月1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方に改めて心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。
- 今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関におかれては、被災地で営業しているか否かにかかわらず、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
石川県	1月1日 (1月1日)	北陸財務局	1月2日
富山県	1月1日 (1月1日)	北陸財務局	1月2日
福井県	1月1日 (1月1日)	北陸財務局	1月2日
新潟県	1月1日 (1月1日)	関東財務局	1月2日

注：内閣府公表日順

- また、今回の災害を踏まえた特例措置として、寄付のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等において、本人確認を簡素化、柔軟化できることとする犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正が1月11日に公布・施行された。
- これを踏まえ、各金融機関におかれては、改正の趣旨を踏まえ、被災者の方々の置かれた状況に応じたきめ細かく弾力的・迅速な対応をよろしくお願いしたい。
- 他方、当該改正については、犯罪収益の移転や義援金詐欺に悪用されることのないよう、災害義援金募集のための口座開設の申出に応じる場合に

は、取引時確認を厳格に行う等、適切な対応に努めていただきたい。

- さらに、被災者のために有益な情報を提供できるよう、当庁ウェブサイトに今般の地震に関する特設ページを開設するとともに、被災者と金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」を開設した。

(日本語) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake202401/press.html>

(英語) <https://www.fsa.go.jp/en/ordinary/earthquake202401/press.html>

- 最後に、今般の地震を踏まえた特別措置として、被災地にある金融機関等において、法令上提出期限の確定している報告・届出について、地震により本来の提出期限までに提出できない場合であっても、本年4月30日までに提出することで行政上及び刑事上の責任を問われなくとする政令が1月11日に公布・施行された。詳細については、金融庁又は財務局まで照会いただきたい。

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等について

- 政府において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことを踏まえ、1月15日付で金融庁から各金融団体に対し、本指針の周知等について要請を行ったところなので、ご承知おきいただきたい。

3. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 2023年10月31日、2023年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を公表。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービスについて、信託銀行では、当該サービスに対応していない銀行があるため、対応を進めていただくとともに、対応している場合でも、対応可能なサービスの拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関して、引き続き、「支店によって対応してくれるかどうか異なることがあった」といった意見が金融庁に寄せられている。内規の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力の向上の徹底が重要である。

- また、2023年6月28日に金融庁で開催した「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」の議事録等を8月10日に公表。障がい者団体より、視覚障がい者対応ATMのメンテナンスが不十分、システム開発等の際に障がい者の意見を取り入れてほしいといった意見も寄せられており、こうした対応の徹底も重要である。
- 本アンケート調査結果や意見交換会の議事録等も参考の上、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

4. 投資信託の一者計算の実現・浸透に向けて

- 先月（12月13日）、「新しい資本主義実現会議」の下に設置された「分科会」において、「資産運用立国実現プラン」が公表され、この中で、「投資信託の二重計算については、業界における計理処理の標準化等の取組を通じ、一者計算の普及に向けた環境整備を行う」とされたところ。
- 業界における環境整備については、投資信託協会が設置した検討会を中心として、協会や受託銀行の皆様の積極的な協力により、既に取組が進められているものと承知しており、この場を借りて、感謝申し上げます。
- 一者計算の実現・浸透に向けては、各金融機関の協力が必要不可欠であり、引き続き、関係者一丸となって取組を進めていただければ幸い。金融庁としても、マテリアリティポリシーの明確化に関する監督指針改正など、必要な対応を行い、各金融機関の取組みを後押ししていきたいと考えている。

5. フィッシング対策の強化について

- 令和5年初から11月末までにおけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、いずれも過去最多を更新し、被害件数5,147件、被害額約80億円となっている。これを踏まえ、昨年12月25日に、当庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について

(注意喚起) (https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/13.pdf)

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

6. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 2021年4月にお願いした「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」の対応期限が2024年3月に到来する。
- 各社におかれては、態勢整備を着実に進めていただいていると認識しているが、期限まで残り3か月を切る中、確実に態勢整備を完了するよう、引き続き取組を進めていただきたい。

7. Japan Fintech Week開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- 従来のFIN/SUMと比較して、海外からの参加者が大幅に増加する見込みであり、例えば、コンプライアンス高度化やDXに関するソリューションを提供するフィンテック事業者等の来日が予定されている。また、パネルディスカッションやラウンドテーブルにおいては、Web3.0・デジタル資産やAI、送金・決済、埋込型金融、ESG、資産運用立国などをテーマに多面的な議論を行う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。皆様におか

れては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプションや FIN/SUM アフターパーティーを含めて是非足を運んでいただきたい。

(参考1) Japan Fintech Week 概要

- 日時：2024年3月4日（月）～8日（金）【コアウィーク】
- 会場：都内各地
- 主催：金融庁
- ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

(参考2) FIN/SUM 概要

- 日時：2024年3月5日（火）～8日（金）[4日間] 9:00-18:00
- 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- チケット登録：1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

8. 資産運用立国実現プランについて

- 資産運用立国については、秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきた。先般（12月13日）、「資産運用立国分科会」第4回の会合が開催され、昨年内に策定するとされていた「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられ、公表されているので、確認いただきたい。
- 「資産運用立国実現プラン」においては、資産運用業とアセットオーナーシップの改革に関し、以下の5つを柱として施策を策定している。

- (1) 資産運用業の改革
- (2) アセットオーナーシップの改革
- (3) 成長資金の供給と運用対象の多様化
- (4) スチュワードシップ活動の実質化
- (5) 対外情報発信・コミュニケーションの強化

※1 「資産運用立国実現プラン」(内閣官房 HP)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

※2 資産運用立国に関する金融庁の取組(金融庁 HP)

<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>

- 政府としては、家計が安定的な資産形成に向け、より多くの資金を投資に向ける、その資金が企業の成長投資に回って企業価値が向上する、その恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現していきたいと考えている。
- そのためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への働きかけが重要であり、政府としては、①家計、②販売会社、③企業、④資産運用業・アセットオーナーに向けた取組全体を資産運用立国の実現に向けた取組と認識している。今後、プランに従って各種取組を精力的に進めていくこととしている。
- 各金融機関におかれても、資産運用立国に関する取組みに引き続き協力いただければ幸い。また、引き続き、様々な意見を拝聴できれば幸い。

9. CDSC NZDPU Proof of Concept の公表と市中協議について

- 気候変動対応については、各金融機関においても積極的に取組みを進めていただいているところ。ネットゼロに向けたトランジションを企業・金融機関が着実に進めるにあたり、その進捗の把握や分析のための気候変動関連データの集約は不可欠。
- こうした背景を踏まえ、気候変動関連データのグローバルかつオープンなデータプラットフォーム構築を目指す構想として NZDPU (Net- Zero Data Public Utility) の創設が 2022 年に提案されていたところ、昨年 12 月 2 日、COP28 において PoC (Proof of Concept : コンセプトの実現可能性や効果の検証) が公表された。当庁は、この NZDPU 創設をサポートする CDSC (Climate Data Steering Committee) のメンバーとして議論に参加してきた。
- CDSC は同日、(前述の) NZDPU の PoC の他、プログレスレポートを公表した。また、今後の作業や NZDPU の進化のため、本年 3 月 1 日まで意見募集を開始している。
- なお、CDSC では引き続きフォーカスグループ (focus group) のメンバー募集も行っている。フォーカスグループは金融機関に限らず幅広い企業に NZDPU へのアドバイスをいただくことを目的としている。既に参加されている企業も多いと聞いているが、関心のありそうな企業にも紹介いただければ

ば幸い。

10. 令和6年度税制改正要望の結果について

○ 金融庁の令和6（2024）年度税制改正要望においては、

- ・「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現
- ・「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
- ・保険
- ・暗号資産

などの項目を要望した。

○ その結果、昨年12月14日に公表された与党税制改正大綱においては、

- ・NISAの利便性向上等
- ・店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の3年延長
- ・エンジェル税制における一定の信託を通じた投資の対象化

など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

○ なお、「金融所得課税の一体化」については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されている。今後、これらの項目について、必要な取組みを行っていききたい。

○ また、「上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し」については「納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る」と記載されている。

○ 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組みを行っていききたい。

○ 税制改正要望プロセスにおいては、各金融機関から様々なご支援をいただいた。この場をお借りして感謝申しあげたい。

11. NISA の周知・広報について

- NISA の周知・広報について、まずは、各金融機関の日頃の取組みに感謝申し上げる。NISA の口座数は昨年 9 月末時点で 2,000 万口座を突破し、買付額は 34 兆円を超えた。NISA 制度を活用し、多くの方々に、各々のライフプランに応じた安定的な資産形成に取り組んでいただきたいと考えている。
- こうした中で、金融庁・財務局においては、NISA に関する適切な周知・広報に向けて、足元、3 点に取り組んでいる。
- 第一に、11 月下旬に、NISA に関するオンラインセミナーを開催した。これは、試行的に、国家公務員や地方公務員に対して行ったものであるが、延べ 1 万人以上が参加したほか、地域のメディアに取り上げられるなど、NISA に対する関心の高さが伺えた。セミナーの動画は、一般の方がご覧いただけるよう、金融庁ウェブサイトにて公開している。
- 第二に、昨年 12 月から来月（2 月）にかけて、ハイブリッド形式のイベントを計 3 回開催予定である。著名人を招き、トーク形式で、楽しく、わかりやすく NISA や資産形成についてお伝えしたいと考えている。12 月に開催した第 1 回には、400 名以上（オンラインを含めると 3,000 名以上）の方に来場いただいたが、「登壇した著名人をきっかけに NISA に関心を持った」という声が聞かれた、（経済系のみならず）芸能系の報道番組に取り上げられたなど、これまで NISA に関心がなかった層へのアプローチとして手応えを感じている。
イベントの詳細は、資料にもある金融庁ホームページのイベント特設サイトに掲載しているので、ご関心がある顧客、担当者等への紹介等をお願いできれば幸いである。
(参考) イベント特設サイト
https://www.fsa.go.jp/user/nisa_mirai_produce/index.html
- 第三に、当庁の NISA 特設ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、「つみたてワニーサ」X（旧 Twitter）アカウントでの情報発信の強化にも取り組んでいる。新しい特設ウェブサイトでは、特に新しい NISA の活用イメージを充実させているため、NISA の活用方法に悩まれている顧客への説明などで活用いただきたい。また、ワニーサ X アカウントのフォロワーは、昨年 11 月から約 18%（約 1,700 アカウント）増加しており、こういった場面でも NISA の「ファン」を増やしていきたいと思う。新しい NISA の開始に

向け、様々なツールを活用し、新しく NISA を始める方にもわかりやすい周知・広報に取り組みたいと考えている。

- 最後に、今月は制度の移行初期という大変重要な時期である。金融機関においては、既に申し上げている NISA に関する適切な周知や、NISA 口座の開設も含めた顧客対応に万全を期していただきたい。特に、NISA における顧客の金融商品選択に関与するに当たっては、顧客のニーズを適切に把握し、顧客本位の業務運営の確保を徹底していただきたい。また、去年の国会審議の場でも取り上げられ、別途事務的に周知させていただくが、例えば、東日本大震災における原発事故の避難者の方々においては、住民票に記載されている住所と現住所が異なる場合がある。このような方々が NISA 口座を開設する場合は、本人確認書類として、避難元の自治体が発行する避難証明書を活用して口座開設が可能となるので、留意いただきたい。
- 金融庁・財務局としては、今後、販売会社の対応も含む、NISA 開設や運用の状況を注意深くモニタリングしていく予定である。引き続き、官民一体となって、国民の皆様が安心して資産形成に取り組むことができる環境を整備していきたいと考えており、協力いただきたい。

12. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、11 月下旬、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシアム」の設立が発起された。
- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の

重要性等についてご発言があった。

- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、協力いただけると幸い。

(以上)